

2004年10月29日

各 位

双日ホールディングス株式会社
双 日 株 式 会 社
広報部 部長 吉村 剛史

産業活力再生特別措置法の適用認定について

既に、一部で報道されていますように、当社は昨日(10月28日) 経済産業省より、当社の新事業計画に対し産業活力再生特別措置法(「産活法」)の適用認定を取得致しました。

産活法は、経済産業大臣の認定を受けた企業に対し、商法や税制の特例などで政策支援をおこなう法律です。企業が生産性の向上と健全な財務体質を目指し、その事業計画が一定の基準を満たせば、認定を受けることが可能となります。産活法は、いわば企業単位での特区を作ることにより、企業の様々な経営努力をサポートする法律です。

今回、申請が認められた結果、当社は、登録免許税の軽減措置を受けることが可能となりました。通常であれば増加資本金額に対し0.7%が課税されますが、産活法の認定を受けると、それが0.15%まで軽減されます。

当社が公表しております、本日(10月29日) 実行される優先株による第三者割当増資に対して本軽減措置が適用されます。

尚、産活法の認定は、「産業再生機構」の利用とは全く別のものです。

産業活力再生特別措置法の詳細につきましては、経済産業省のホームページ(<http://www.meti.go.jp/policy/index05.html>)をご参照ください。

以 上